

国立大学法人電気通信大学情報の格付け及び取扱制限に関する細則

平成29年 3月22日

改正

平成29年 3月31日

平成30年 3月30日

平成31年 3月28日

令和 2年 9月30日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学情報システム運用基本規程第19条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）が保有する情報システム内部に記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び情報システムに関係がある書面に記載された情報（以下「情報」という。）の格付け及び取扱制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この細則は、情報を取り扱うすべての職員等を対象とする。

(格付けの区分)

第3条 情報の格付けの区分は、機密性、完全性及び可用性について、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 機密性についての格付けの定義

格付けの区分	分類の基準
機密性3情報	秘密文書に相当する機密性を要する情報
機密性2情報	秘密文書に相当する機密性は要しないが、その漏えいにより利用者の権利が侵害され又は本学活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
機密性1情報	機密性2情報又は機密性3情報以外の情報

なお、機密性2情報及び機密性3情報を「要機密情報」という。

(2) 完全性についての格付けの定義

格付けの区分	分類の基準
完全性2情報	改ざん、誤びゅう又は破損により、利用者の権利が侵害され又は本学活動の適確な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報（書面を除く。）
完全性1情報	完全性2情報以外の情報（書面を除く。）

なお、完全性2情報を「要保全情報」という。

(3) 可用性についての格付けの定義

格付けの区分	分類の基準
--------	-------

可用性 2 情報	滅失、紛失又は当該情報が利用不可能であることにより、利用者の権利が侵害され又は本学活動の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報（書面を除く。）
可用性 1 情報	可用性 2 情報以外の情報（書面を除く。）

なお、可用性 2 情報を「要安定情報」という。また、要機密情報、要保全情報及び要安定情報を「要保護情報」という。

（取扱制限の種類）

第 4 条 情報の取扱制限の種類は、機密性、完全性、可用性について、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 機密性についての取扱制限の定義

取扱制限の種類	指定方法
複製について	複製禁止、複製要許可
配付について	配付禁止、配付要許可
暗号化について	暗号化必須、保存時暗号化必須、通信時暗号化必須
印刷について	印刷禁止、印刷要許可
転送について	転送禁止、転送要許可
転記について	転記禁止、転記要許可
再利用について	再利用禁止、再利用要許可
送信について	送信禁止、送信要許可
参照者の制限について	〇〇限り

(2) 完全性についての取扱制限の定義

取扱制限の種類	指定方法
保存期間について	〇〇まで保存
保存場所について	〇〇において保存
書換えについて	書換禁止、書換要許可
削除について	削除禁止、削除要許可
保存期間満了後の措置について	保存期間満了後要破棄

(3) 可用性についての取扱制限の定義

取扱制限の種類	指定方法
復旧までに許容できる時間について	〇〇以内復旧
保存場所について	〇〇において保存

（格付け及び取扱制限の決定）

第 5 条 各課長、情報理工学研究科等事務室長及び I R 副室長（以下「各課等の長」という。）は職員等による格付けの適正性を確保するため、格付け及び取扱制限の定義に基づき、当該各課等の長が所掌する事務で取り扱う情報について、電磁的記録については機密性、完全性、可用性の観点から、書面については機密性の観点から、これが格付け

及び取扱制限の定義のいずれに分類されるものであるのかを例示した表（以下「格付け及び取扱制限の判断例」という。）を作成し、当該情報の格付け及び取扱制限を決定する（取扱制限の必要性の有無を含む。）。

2 各課等の長は、格付け及び取扱制限の決定に当たっては、要件に過不足が生じないように注意する。

（格付け及び取扱制限の指定）

第6条 職員等は、情報の作成時又は情報を入手しその管理を開始する時に、各課等の長が策定した格付け及び取扱制限の判断例に基づき、格付け及び取扱制限の指定を行う。ただし、格付け及び取扱制限の判断例で規定されていない情報については、当該情報の作成時又は当該情報を入手しその管理を開始する時に、電磁的記録については機密性、完全性、可用性の観点から、書面については機密性の観点から、格付け及び取扱制限の定義に基づき、要件に過不足が生じないように注意した上でその決定をし、決定した格付け及び取扱制限に基づき、その指定を行う。

（格付け及び取扱制限の明示等）

第7条 職員等は、情報の格付け及び取扱制限を指定した場合には、それを認識できる方法を用いて明示等する。

（格付け及び取扱制限の継承）

第8条 職員等は、情報を作成する際に、参照した情報又は入手した情報が既に格付け又は取扱制限の指定がなされている場合には、元となる格付け及び取扱制限を原則として継承する。

（格付け及び取扱制限の再指定）

第9条 職員等は、元の情報の修正、追加、削除のいずれかにより、他者が指定した情報の格付け及び取扱制限を再指定する必要があると思料する場合には、第5条及び第6条の規定に基づき処理する。

（格付け及び取扱制限の見直し）

第10条 職員等は、元の情報への修正、追加、削除のいずれもないが、元の格付け又は取扱制限がその時点で不相当と考えるため、他者が指定した情報の格付け及び取扱制限を見直す必要があると思料する場合には、その指定者又は決定者と協議の上決定する。

（既存の情報についての措置）

第11条 職員等は、この細則の施行日以前に作成又は入手した情報を取り扱う場合には、当該情報の格付けを行う。

2 職員等は、この細則の施行日以前に作成又は入手した情報を取り扱う場合には、取扱制限の必要性の有無を検討し、必要と認めるときは、それを行う。

附 則

この細則は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年10月1日から施行する。